

令和7年1月（第8回）教育研究評議会議事要旨

日 時 令和7年1月12日（水） 13：32～14：20
場 所 本部棟第一会議室（ウェブ会議システム「Microsoft Teams」を併用）
出席者 46／50
欠席者 那須学長、高瀬教育学研究科長・教育学部長、馬資源植物科学研究所長、濱田学術研究院環境生命自然科学学域（理）教授・理学部附属臨海実験所所長

- 学長が不在のため、教育研究評議会規則第4条第2項の規定に基づく学長の指名を受けた三村理事が議長を代理し、議事進行を行った。
- 前回議事要旨の確認
令和7年10月開催（第7回）の議事要旨について、原案のとおり承認された。

○ 議 事

1 審議事項

（1）名誉博士の称号授与について

三村理事から、資料1に基づき、オーストリア共和国のエッスル財団の創設者で理事長である Martin Essl（マーティン・エッスル）氏の功績等の詳細について説明の後、名誉博士称号授与規則第2条第1号の規定に基づき、同氏への名誉博士の称号授与について提案があり、審議の結果、原案のとおり承認された。

（2）令和6年度に係る自己点検・評価について

三村理事から、資料2に基づき、自己点検・評価については、学校教育法第109条の規定により、大学の教育研究水準の向上に資するため、教育及び研究、組織及び運営並びに施設及び整備の状況について自らが点検及び評価を実施し、大学はその結果を公表することとされており、本件は、評価センターにより作成した令和6年度に係る自己点検評価書（案）について審議の上、公表するものである旨の説明があった。

引き続き、三村理事の指名により、伊藤評価センター長から、点検項目全95項目のうち「適切である」は81項目、「注意が必要」は11項目、「改善を要する」は3項目と判断した旨の説明があった。「注意が必要」と判断した項目については、2年連続で前年度と同様の自己評価結果であるものが複数見受けられ、場合によっては、評価の観点を見直す必要があること、また、単年度で解決できないケースは、計画的かつ継続的に改善に取り組む必要があること、加えて、改善に向けた活動計画が抽象的に記載されているケースが一定程度見受けられ、学内外に内部質保証体制が機能していることを示すためには、いつまでにどのように取り組むのかの具体的な記載とする必要があること等の指摘があった。

以上を踏まえて審議の結果、原案のとおり承認された。

なお、本件は、11月開催の経営協議会及び役員会における審議を経て、評価センターホームページにおいて本報告書（各推進責任者による自己点検結果の報告書を含む。）を公表することとした。

(3) 一般社団法人 PMI 日本支部 (PMI アジアパシフィックを含む。) との組織間連携協定 (案) について

佐藤（法）副理事から、資料3に基づき、世界最大規模のプロジェクトマネジメント組織である Project Management Institute (PMI) の日本支部である一般社団法人 PMI 日本支部と本学とのこれまでの関わりや協働の経緯等について説明の後、組織間連携協定の締結について提案があり、審議の結果、原案のとおり承認された。

2 報告事項

(1) 職員の処分等について（陪席制限）

三村理事から、元教員（2名）に対する懲戒処分相当の認定及び教員（1名）に対する訓告の措置について、報告があった。

引き続き、三村理事の指名により、鈴木教員懲戒等審査委員会委員長から、当該一連の事案に係る詳細等について、説明があった。

(2) 医学部医学科の臨時定員増について

三村理事から、資料4に基づき、8月20日開催の教育研究評議会において審議した令和8年度における医学部医学科の臨時定員増（地域枠：6名、研究医枠：2名）について、文部科学省から、設置計画を可とする通知があった旨の報告があった。

(3) 「研究教授・研究准教授」の称号を付与した4名の教員について

佐藤（法）副理事から、資料5に基づき、認定要件に該当しているものと認めた4名の者に「研究教授」又は「研究准教授」の称号を付与した旨の報告があった。

3 その他

(1) 研究不正行為（改ざん）による修士学位授与及び同課程修了の取消について（報告）

菅理事から、研究不正行為（改ざん）を行った元学生に対する修士の学位授与及び同課程修了を11月6日付けで取り消し、そのことについて、11月7日付けで本学ホームページにおいて公表した旨の報告があった。

これを受けて、三村理事から、再発防止に向けた各研究科における適切な対応について、要請があった。

以 上